

玉名市個人情報保護条例の一部改正について

1 改正を行う趣旨・目的

(1) 利用停止請求権の整備について

現在の玉名市個人情報保護制度においては、①個人情報を適法に収集していない場合、②条例の規定に反して個人情報を利用・提供を行っている場合、その取扱いの是正を申し出ることはできますが、個人情報の提供・利用の停止あるいは消去を請求する権利はありません。

個人情報保護制度をより充実したものにするために、上記の①・②の場合における個人情報の提供の停止、消去、利用の停止を請求することができる権利（利用停止請求権）を整備します。

なお、利用停止請求権の整備に伴い、上記の①・②の場合において、個人情報の取扱いに関する是正を申し出ることができる制度（是正の申出制度）は、廃止します。

(2) 他の実施機関からの個人情報の収集・他の実施機関への個人情報の提供に関する規定の整備について

現在の玉名市個人情報保護制度においては、同じ市の組織であるにもかかわらず、他の実施機関に対しては（例：市長部局から教育委員会部局に対しては）、たとえ提供を受ける実施機関が所管事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があるとしても、そのことを理由として個人情報を提供することはできません。他の実施機関からの個人情報の収集についても同様です。

一方、国・都道府県・他の市町村に対しては、提供を受ける機関が所管事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められる場合は、実施機関（市）からの個人情報の提供は可能となっています。

個人情報は本人から収集するという原則を堅持しつつも、提供を受ける他の実施機関が所管事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められる場合は、個人情報の収集に関する住民の負担軽減、あるいは市内部の行政運営の効率化を図る観点から、他の実施機関へ個人情報を提供する、あるいは他の実施機関から個人情報を収集することができるよう、規定を整備します。

2 改正の要旨

- (1) 提供を受ける他の実施機関が所管事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められる場合は、他の実施機関への提供、他の実施機関からの収集を可能とする旨の改正を行います（第7条関係・第8条関係）。
 - (2) 利用停止請求権に関する規定を追加します（新第28条～新第32条の追加）。
 - (3) 是正の申出に関する規定を削除します（現第33条の削除）。
- ※ 改正の詳細については、別添の新旧対照表をご覧ください。